

鳥取県告示第701号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年1月22日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年11月29日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 申請のあった年月日
平成23年11月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人とっとり観光ガイドセンター
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
山根 奈津子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市大杵47-17
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、市民および観光客に対して、観光に関する事業を行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。